

意見書

内閣府成年後見制度利用促進担当室 御中

一般社団法人全国銀行協会
副会長兼専務理事 高木 伸

「『成年後見制度利用促進基本計画の案』に盛り込むべき事項に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「成年後見制度利用促進基本計画の案」に盛り込むべき事項に関する意見募集への意見

項番	該当項目	意見
1	<p>3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</p> <p>④ 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等</p> <p>ア) 広報機能</p> <p>オ) 不正防止効果</p> <p>(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 - 安心して利用できる環境整備 -</p> <p>③ 家庭裁判所と専門職団体等との連携</p>	<p>広報活動や不正防止の方策等の検討に係る金融機関との連携等については、金融機関の実務や地域金融機関の状況に十分配慮いただきたい。</p>
2	<p>3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 - 安心して利用できる環境整備 -</p>	<p>「特に、地域における金融機関の役割については、本人が成年後見制度を利用するに当たって、自己名義の預貯金口座を維持することを希望した場合には、後見人において、これを適切に管理・行使することができるような、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待される。」とあるが、全銀協としても本件の検討について関係省庁等とともに必要な協力を行いたいと考える。</p> <p>そのうえで、新たな方策の検討を進めるにあたっては、金融機関の実務や地域金融機関の状況に十分に配慮いただくとともに、無理のないスケジュールを組んでいただきたい。また、当該方策の導入の要否・時期等は、各金融機関が判断することとしていただきたい。</p>
3	<p>3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策</p>	<p>「元本領収についての後見監督人等の関与を可能とする仕組みを導入するなど」とあるが、取扱件数増加を踏まえた銀行窓口実務への影響</p>

「成年後見制度利用促進基本計画の案」に盛り込むべき事項に関する意見募集への意見

項番	該当項目	意見
	(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 ー安心して利用できる環境整備ー	<p>や同意の確認方法について慎重な検討が必要となることから、最高裁判所や法務省等においては具体的な検討への協力をお願いしたい。</p> <p>(補足)</p> <p>現状、預金取引のみの場合、後見監督人が選任されていても、同意の確認を行っておらず、新たな取組み内容では実務影響が非常に大きい。後見監督人の同意受入を必須とするにしても、初回取引時に包括同意を許容することや銀行窓口での実務を考慮したうえでの検討をお願いしたい。</p>
4	<p>3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 ー安心して利用できる環境整備ー</p>	<p>後見監督人の役割は成年後見人の監督であり、銀行取引に対する代理権を幅広に有していないとの認識である。</p> <p>したがって、銀行関与の前提として、後見監督人の代理権に関する法的整備の先行が望まれる。</p>

以 上